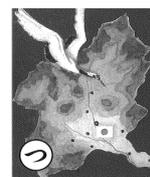




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年6月30日（火） 第9812号

目次

ページ

規 則

- 群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（障害政策課） 2
- 群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（同） 2

告 示

- 土壌汚染対策法による区域指定（環境保全課） 4
- 土壌汚染対策法による区域指定の解除（同） 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（県民活動支援・広聴課） 5
- 地方卸売市場の認定（ぐんまブランド推進課） 5
- 令和2年度家畜商講習会の開催（畜産課） 6
- 土地改良区役員の就任の届出（農村整備課） 7

教育委員会公告

- 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（管理課） 8

人事委員会規則

- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 11

人事委員会告示

- 口頭により開示請求することができる個人情報の告示の一部改正 12

入札公告

- 一般競争入札の実施（会計管理課） 12

受診者氏名	フリガナ	受診者氏名	別	・女
-------	------	-------	---	----

を
に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定による申請書等については、改正後の同規則の規定により提出され、又は交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により作成されている申請書等は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第181号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和2年6月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 渋川市半田2470番4の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

◎群馬県告示第182号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和2年群馬県告示第181号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域について、当該指定を次のとおり解除する。

令和2年6月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 渋川市半田2470番4の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第183号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和2年6月30日

群馬県知事 山本 一 太

前橋市東田地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	字	地番
1	前橋市	日輪寺町	東田	350番2

2	同	富士見町原之郷	向林	620番1地先道路敷
3	同	同	同	同
4	同	日輪寺町	山海道	311番1
5	同	同	同	同
6	同	同	同	320番1地先道路敷
7	同	同	同	314番
8	同	同	東田	347番地先道路敷

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県前橋土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年6月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年6月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際比較文化研究所
- 3 代表者の氏名 太田琢雄
- 4 主たる事務所の所在地 安中市鷲宮3413番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、今日的生活環境を取り巻く多様、多層な多文化の比較研究および多文化環境の中で必要とされる比較文化研究を基盤に、他文化理解と国際化教育の在り方の研究に関する事業を行い、敵をも愛する隣人愛をもって平和な多様化社会の実現に向けての国際化教育の推進に寄与することを目的とする。

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年6月30日

群馬県知事 山本 一 太

認定番号	開設者の名称	開設者の住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置	取扱品目	認定日
第1号	協同組合前橋生鮮食料品総合卸売市場	前橋市東片貝町398番地	前橋生鮮食料品総合地方卸売市場	前橋市東片貝町398番地	野菜・果実・青果加工品、その他の食料品、農業資材、花卉等 生鮮水産物・水産物加工品、その他の水産品等	令和2年6月21日
第2号	高崎市総合卸売市場株式会社	高崎市下大類町1258番地	高崎市総合地方卸売市場	高崎市下大類町1258番地	野菜、果実及びこれらの加工品	同

					生鮮水産物及びこれらの加工品 花き及びこれに関連する資材	
第3号	株式会社伊勢崎地方卸売市場	伊勢崎市日乃出町702番地	伊勢崎地方卸売市場	伊勢崎市日乃出町702番地	青果物 野菜及び果実並びにこれらの加工品 水産物 生鮮水産物及びその加工品	同
第4号	桐生地方卸売市場株式会社	みどり市笠懸町阿左美2761番地の1	桐生地方卸売市場	みどり市笠懸町阿左美2761番地の1	野菜、果実及びそれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品	同
第5号	沼田魚菜協同組合	沼田市上原町1715番地	沼田地方卸売市場沼田魚菜協同組合	沼田市上原町1715番地	野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、その他の食料品等を従たる取扱品目とする。 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、その他の水産品等を従たる取扱品目とする。	同
第6号	協同組合渋川魚菜市場	渋川市渋川1129番地の2	渋川魚菜地方卸売市場	渋川市渋川1129番地の2	野菜、果実及びこれらの加工品を主たる取扱品目とし、その他の食料品以外の雑品を従たる取扱品目とする。 生鮮水産物及びこれらの加工品を主たる取扱品目とし、鶏卵並びに食肉加工品を従たる取扱品目とする。	同
第7号	群馬中央青果株式会社	伊勢崎市境米岡718番地	地方卸売市場群馬中央青果株式会社	伊勢崎市境米岡718番地	野菜及び果実並びにこれらの加工品	同
第8号	玉村町	佐波郡玉村町大字下新田201番地	群馬県食肉地方卸売市場	佐波郡玉村町大字上福島町1189番地	肉類等	同
第9号	株式会社前橋生花市場	前橋市東片貝町395番地	前橋生花地方卸売市場	前橋市東片貝町395番地	花きを主たる取扱品目とし、加工品等関連資材を従たる取扱品目とする。	同

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、次のとおり令和2年度家畜商講習会を開催する。

令和2年6月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 開催日時 令和2年9月15日（火）及び同月16日（水） 午前9時から午後5時まで
- 2 開催場所 前橋市元総社町335-8 群馬県市町村会館 第502研修室
- 3 講習課目及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 4 受講手続 受講希望者は、受講願書に手数料（群馬県証紙3, 200円分）及び写真（上半身無帽の4cm×3.6cm）を貼付して令和2年7月6日（月）から同年8月7日（金）（郵送の場合は、同日の消印のあるものまで有効とする。）までに住所を所管する農業事務所農業振興課へ提出すること。
 ただし、県外居住者が受講を希望する場合は、願書の提出先は群馬県農政部畜産課とする。
 また、受講手数料は、群馬県証紙に代えて払込書による納入ができるものとする。
- 5 その他 受講願書は、群馬県農政部畜産課及び各農業事務所農業振興課において配布する。
 なお、詳細については、群馬県農政部畜産課企画経営係（電話027-226-3103）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年6月30日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
五箇谷	理 事	再 任	岡田誠一	邑楽郡板倉町大字下五箇7番地
	同	同	折原節男	同 同 同 730番地1
	同	同	荻野美友	同 同 同 821番地
	同	同	小林武雄	同 同 同 1199番地
	同	同	茂木毅	同 同 同 1750番地
	同	同	小野田清	同 同 大字大高嶋411番地
	同	同	多田明和	同 同 同 437番地
	同	同	斎藤忠一	同 同 同 532番地2
	同	同	川島実	同 同 同 570番地
	同	同	小野田義文	同 同 同 甲1351番地
	同	同	小野田幸一	同 同 同 1582番地2

同	同	今村好市	同 同 同	1618番地
同	同	矢嶋章正	同 同 同	1632番地
同	同	小野田榮	同 同 同	1637番地
同	同	橋本長一郎	同 同 同	1751番地
同	同	森田喜一	同 同 同	2869番地
同	同	新井秀幸	埼玉県加須市飯積365番地	
監事	同	園部宣雄	邑楽郡板倉町大字下五箇1865番地	
同	同	小倉典雄	同 同	大字大高嶋1368番地
同	同	佐藤進	埼玉県加須市飯積402番地	

■ 教育委員会公告

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年6月30日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

1 調達内容

- (1) 調達件名 群馬県立学校ICT環境整備業務
- (2) 調達内容 企画提案要領による。
- (3) 契約期間 本契約締結日（議決日）から令和8年3月31日まで

2 参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、参加資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 企画提案書等の提出期限時点において、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿に登録されている者であること。

なお、この公告日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年7月16日（木）までに、群馬県会計局会計管理課に入札参加資格審査申請を行い、同月17日（金）午後5時までに、資格者名簿の登録を確認し、群馬県教育委員会事務局管理課へその旨を連絡すること。

- (4) 企画提案書等の提出期限時点において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 企画提案書等の提出期限時点から委託候補者を選定する日までの間において、県から指名停止を受けていない者であること。

- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (7) 平成27年度から令和元年度までに、国、地方公共団体又は学校等のインターネット接続部分を含む庁内ネットワークを構築し、及び運用した実績を有していること。
- (8) 平成27年度から令和元年度までに、国、地方公共団体、学校又は企業等に3,000台以上のパソコンを導入、貸付又は運用管理した実績を有していること。
- (9) ネットワーク構築業務を担当する組織において情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を認証取得していること又はプライバシーマークが付与されていること。
- (10) 共同企業体については、責任者を明確にし、提案者名を連名で記載するとともに、共同企業体を結成していることを証する協定書等の写しを添付すること。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局管理課県立学校財務係 電話027-226-4545（ダイヤルイン） ファクシミリ027-243-7774 電子メール kkzaimu@pref.gunma.lg.jp
- (2) 企画提案要領等の交付 令和2年6月30日（火）から同年7月14日（火）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 参加資格確認資料等の提出
 - ア 提出期限 令和2年7月17日（金）午後5時必着のこと。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
 - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 企画提案書等の提出
 - ア 提出期限 令和2年8月11日（火）午後5時必着のこと。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
 - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、企画提案要領による。

5 Summary

- (1) Contract content: Establishment of ICT environment for Gunma Prefectural schools
- (2) Period of contract: From the day of commencement through 31 March 2026

- (3) Deadline to submit application documents by registered mail or in person: 17 July 2020, 5:00 p.m.
- (4) Deadline to submit proposal documentation by registered mail or in person: 11 August 2020, 5:00 p.m.
- (5) Proposal submission contact information: Budget and Facilities Division, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, Japan 371-8570
TEL: 027-226-4545(Japanese language only)

■ 人事委員会規則

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第二十二号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則(平成元年群馬県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員採用試験(就職氷河期世代)

第十二条第三項中「第二条第五号から第七号まで」を「第二条第六号から第八号まで」に改める。

別表職員採用試験(社会人経験者)の項の次に次のように加える。

職員採用試験(就職氷河期世代)	行政事務	教養試験(高等学校卒業程度)、人物試験及び作文試験	昭和四十五年四月二日から昭和六十四年四月一日までに生まれた者で、人事委員会が別に定める職務経験に係る基準に該当するもの
-----------------	------	---------------------------	---

附則
この規則は、公布の日から施行する。

■ 人事委員会告示

◎群馬県人事委員会告示第1号

口頭により開示請求することができる個人情報の告示（平成13年群馬県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月30日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

表群馬県職員採用試験（社会人経験者）の項の次に次のように加える。

群馬県職員採用試験（就職氷河期世代）	総合得点及び順位（第二次試験受験者にあつては、第一次試験の総合得点及び順位を含む。）	第二次試験の合格発表の日から1月間（ただし、第一次試験不合格者にあつては、第一次試験の合格発表の日から1月間）	人事委員会事務局
--------------------	--	---	----------

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年6月30日

群馬県知事 山本 一太

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

- ア 液晶プロジェクタ 710台
- イ マグネットスクリーン 710台
- ウ プロジェクタ台 710台
- エ テレビモニタ 57台
- オ テレビ台 57台
- カ 実物投影装置 57台

(2) 調達物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和3年2月26日（金）

(4) 納入場所 仕様書のとおり

(5) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 内訳書の提出 入札説明書で指定する様式による内訳書の提出を要する。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であり、資格者名簿において等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年7月20日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年8月3日（月）までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。

(6) 県が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 担当 金井茜子 電話027-226-3819（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和2年6月30日（火）から同年8月3日（月）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札及び開札の日時 令和2年8月11日（火）午前11時00分

(5) 入札及び開札の場所 群馬県庁13階131会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、令和2年8月7日（金）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「液晶プロジェクタ等の調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書及び消費税及び地方消費税等に関する課税（免税）事業者届出書を令和2年8月3日（月）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、契約の締結に当たっては、議会の同意を得ることを要

する。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Ichita Yamamoto, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details: Supply of products to be purchased will be bid on at 11:00 a.m. on August 11, 2020

Products to be purchased	Quantity
(i) LCD projector	710
(ii) Magnetic projection screen	710
(iii) Projector stand	710
(iv) TV monitor	57
(v) TV stand	57
(vi) Opaque projector	57

(3) Delivery period: February 26, 2021

(4) Contact point for the notice: Akane Kanai, Contract and Procurement Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel 027-226-3819(Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111